

福島県石川町台風 19 号災害義援金の募集について

石川町では、令和元年 10 月 12 日に豪雨をもたらした台風 19 号の被害に遭われた住民の方々のために、義援金の受付を行っています。

お寄せいただいた義援金は、被災の程度に応じて、被災された方々に直接お届けいたします。

ご支援、ご協力をいただきました皆様には、心より御礼申し上げますとともに、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

◇ 受付期間

2019 年（令和元年）10 月 21 日（月）から 2019 年（令和元年）12 月 31 日（火）

◇ 金融機関による振込み

【須賀川信用金庫〔金融機関コード：1185〕】

- ・支店名 石川支店〔支店コード：003〕
- ・口座番号 No.4 2 7 1 6 4
- ・口座名義 福島県石川町台風 19 号災害義援金
(か：フクシマケンシカワマチタイフウジ ユキユウゴ ウサガ ｲﾝｷﾝ)

※ 振込手数料は有料となりますのでご負担願います。

【ゆうちょ銀行】

- ・記号番号 00100-4-487824
- ・口座名義 福島県石川町台風 19 号災害義援金
(か：フクシマケンシカワマチタイフウジ ユキユウゴ ウサガ ｲﾝｷﾝ)

※ ゆうちょ銀行・郵便局の窓口からの振込手数料は無料です。ATM やそれ以外の金融機関からの手数料は有料となりますのでご負担願います。

◇ 窓口での受付

石川町役場総務課で平日 8:30 から 17:15 まで受付

◇ 税制上の優遇措置について

台風 19 号災害に対する義援金については、所得税法の規定に基づく寄付金控除及び法人税の損金として扱われます。

なお、銀行振込の振込票の控えにこのホームページ（専用口座番号掲載部分）を印刷したものを添付し寄付控除等を受けるための領収書（証明書）に代えることができます。

詳しくは、国税庁のホームページ「義援金に関する税務上の取扱い FAQ」を参照してください。

<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/higashinihon/gienkin/faq/questions.htm>

◇ 義援金をかたった詐欺にご注意ください

過去の災害時には、義援金をかたった詐欺が発生しています。石川町が、義援金や寄付金などを求めて電話や訪問することはありません。

【このページについてのお問い合わせ】

石川町総務課財政係
〒963-7893 福島県石川郡石川町字長久保 185-4
電話番号 0247-26-2114 FAX0247-26-0360

